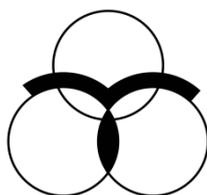


高取町第7期障害福祉計画・
高取町第3期障害児福祉計画



令和6年3月

高 取 町

ごあいさつ

高取町では、令和3年3月に「高取町第2期障害者基本計画及び高取町第6期障害福祉計画・高取町第2期障害児福祉計画」を策定しました。計画期間中におきましては、障害の有無にかかわらずそれぞれの個性が尊重され、すべての人がいきいきと輝くことができるまちづくりに取り組んでまいりました。



その間、国においては、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害者に対する理解や配慮の広がりがより一層求められています。さらに、令和4年に改正された「障害者総合支援法」等により、地域生活の支援体制の充実や就労支援の推進に加え、精神障害者や難病患者への支援体制の強化が推進されています。

このような状況から、新たに「高取町第7期障害福祉計画・高取町第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。障害のある人一人ひとりに応じた日常生活や社会参加に必要な支援の提供により、『一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり』を目指して取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました高取町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員の皆さま、並びに関係機関・団体の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の推進にあたり、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

高取町長 中川 裕介

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 障害のある人を取り巻く現状	7
1 人口と世帯数	7
2 障害のある人の状況	8
3 各種サービスと事業の状況	14
4 アンケート調査結果からみる現状	25
5 団体ヒアリング調査結果からみる現状	41
第3章 計画の基本的な考え方	46
1 国の基本理念	46
2 本計画の基本理念	46
第4章 第7期障害福祉計画	47
1 令和8年度までの成果目標	47
2 障害福祉サービスの見込み量	52
3 地域生活支援事業の見込み量	57
4 その他活動指標の見込み量	65
第5章 第3期障害児福祉計画	70
1 令和8年度までの成果目標	70
2 障害児福祉サービスの見込み量	72
第6章 計画の推進方策と体制	74
1 計画の推進体制	74
2 計画の進捗管理と評価	75
資料編	76
1 計画策定過程	76
2 計画策定委員会設置要綱	77
3 計画策定委員会委員名簿	78
4 用語集	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

高取町（以下、「本町」という。）においては、令和3年3月に「高取町第2期障害者基本計画」を策定し、『一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり』を基本理念とし、障害のある人に係る施策を計画的に推進してきました。また、「高取町第6期障害福祉計画」「高取町第2期障害児福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に努めてきました。

近年における障害福祉施策は、障害のある人に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成19年9月に署名したこと、また、批准に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことで、大きく前進しました。それ以降、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

「障害者総合支援法」は、平成30年4月に児童福祉法等とともに改正され、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われました。その他、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法（平成30年6月に公布・施行）」や、障害があっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法（令和元年6月に公布・施行）」など、障害の有無にかかわらず、様々な形での社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

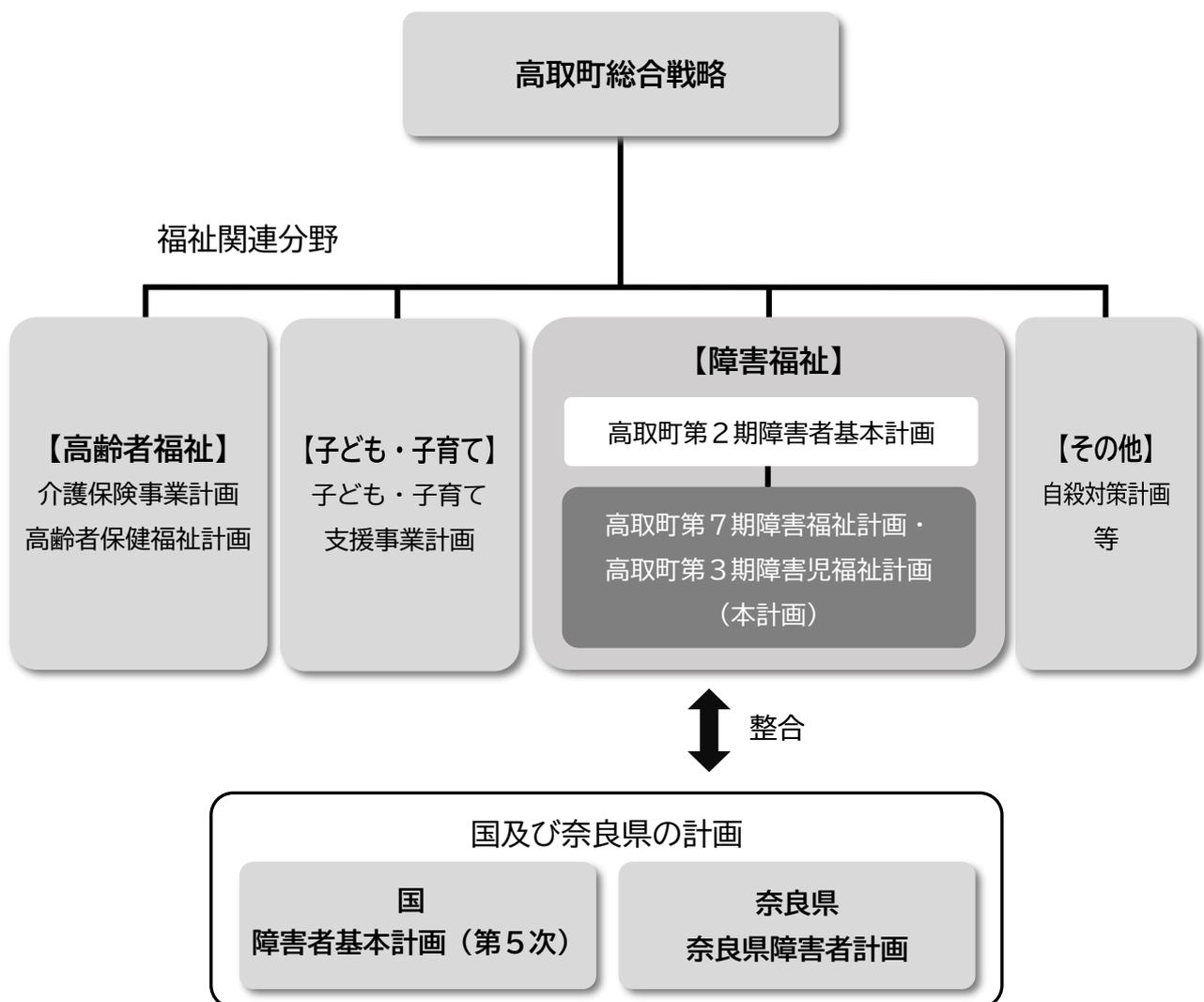
また、令和3年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記されました。

このたび、「高取町第6期障害福祉計画」「高取町第2期障害児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、これまでの本町の取り組みを継承しつつ、新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、共生社会の実現に向けてさらなる取り組みを推進するため、「高取町第7期障害福祉計画・高取町第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

「高取町第7期障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「高取町第3期障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込み量を確保するための方策等を定める計画です。



◆障害者関連法整備の主な動き

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定等
平成 25 年	4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等 4 月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定等 9 月 「障害者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等
平成 27 年	1 月 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大等
平成 28 年	4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み等 4 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務等 5 月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築等

平成 30 年	3月	「障害者基本計画（第4次）」策定
	4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年 6 月施行） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年	4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等
令和 3 年	9月	「医療的ケア児及びその家族に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行 ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4 年	5月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
	9月	国連、障害者権利委員会より日本政府に対する勧告(総括所見)
令和 5 年	3月	「障害者基本計画（第5次）」の策定
	5月	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の「基本指針」（告示）

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や、法令・制度の改正が生じた場合は、適時見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者基本計画	高取町第2期障害者基本計画						高取町第3期障害者基本計画 (~令和14年度) (予定)		
障害福祉計画	高取町第6期障害福祉計画			高取町第7期障害福祉計画			高取町第8期障害福祉計画 (予定)		
障害児福祉計画	高取町第2期障害児福祉計画			高取町第3期障害児福祉計画			高取町第4期障害児福祉計画 (予定)		

見直し

見直し

4 計画の策定体制

(1) 各種会議等での審議

計画策定にあたっては、「高取町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

(2) 計画の評価・検証の実施

「高取町第7期障害福祉計画・高取町第3期障害児福祉計画」の各施策・事業にかかわる事項について、庁内関係各課に照会し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。

(3) アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、町内に住む障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(4) ヒアリング調査の実施

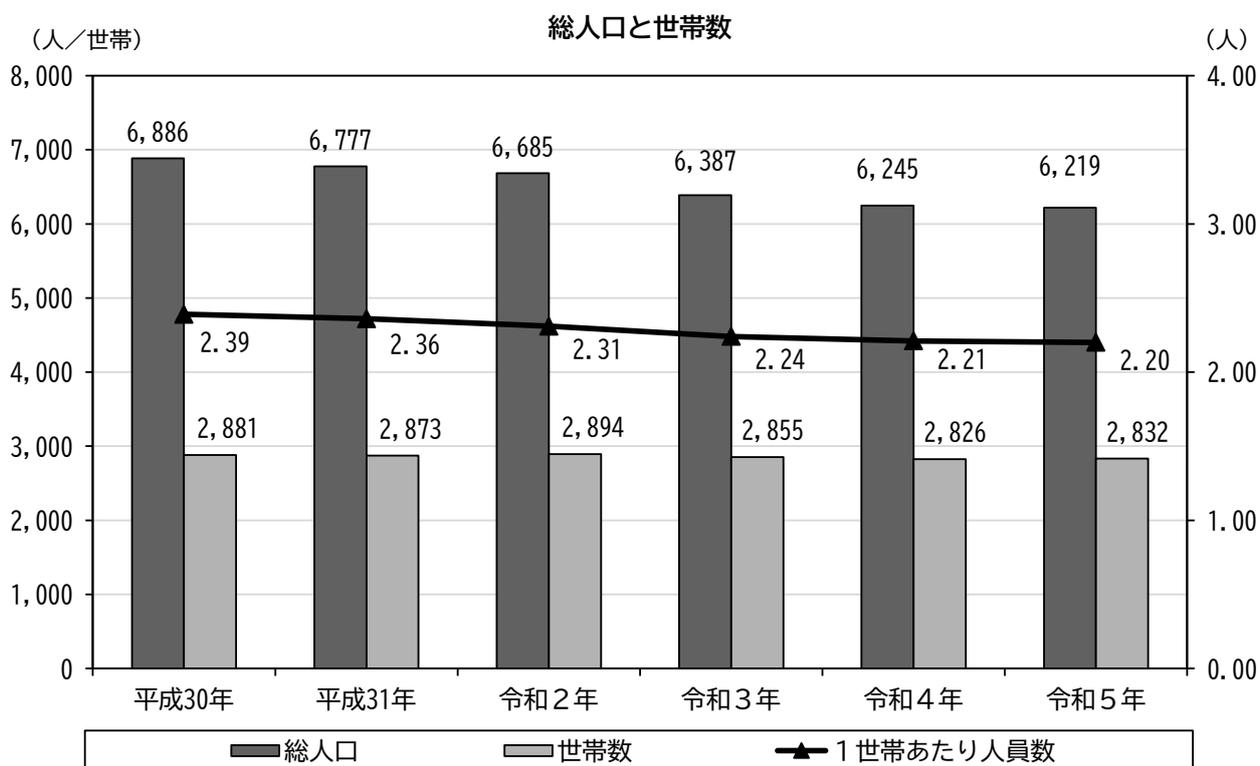
障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等について「保育園・幼稚園・小学校・中学校・養護学校」「障害者相談支援機関」「橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会」にヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口と世帯数

本町の総人口は、年々減少しており、令和5年には6,219人となっています。

他方、世帯数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年には2,832世帯となっています。1世帯あたり人員数は、年々減少しており、令和5年には2.20人となっています。

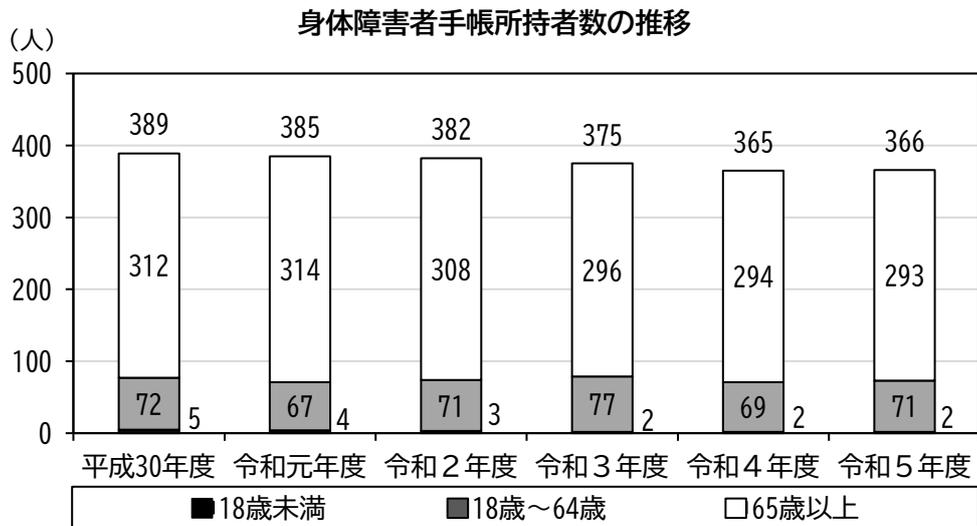


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

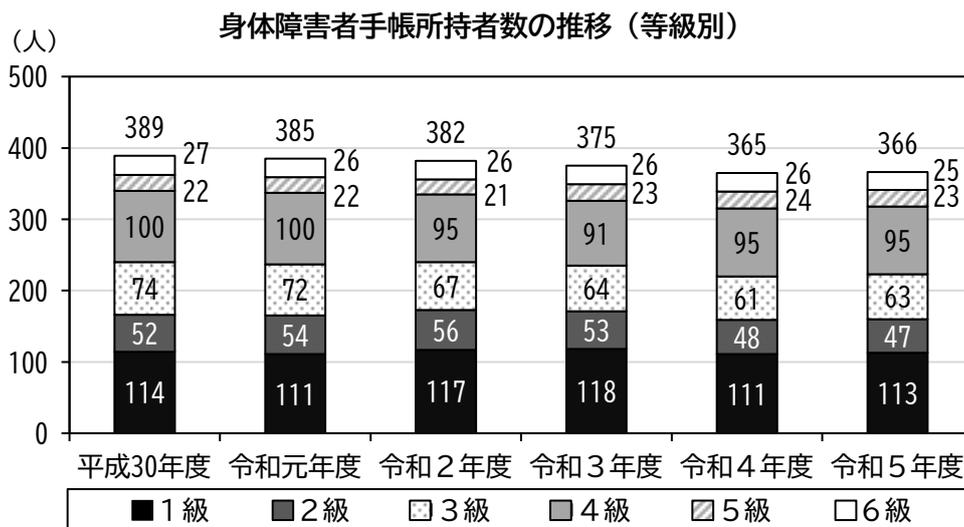
身体障害者手帳所持者数は、平成30年度以降、減少傾向となっており、令和5年度には366人となっています。年齢別にみると、令和5年度では「18歳未満」が2人、「18歳～64歳」が71人、「65歳以上」が293人で、「65歳以上」が全体のおよそ8割を占めています。



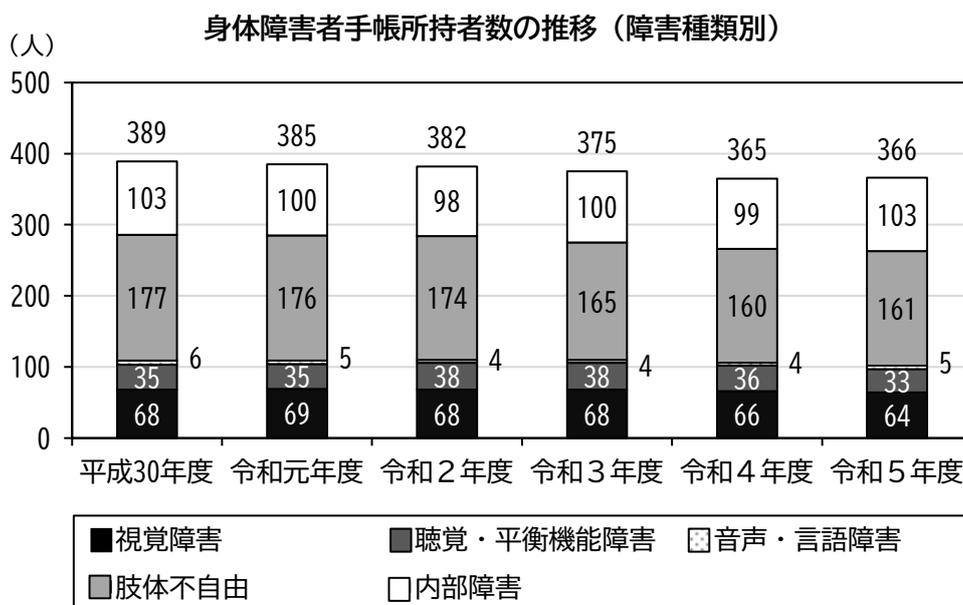
資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

等級別にみると、いずれの年度においても「1級」が最も多く、次いで「4級」「3級」が多くなっています。令和5年度では「1級」が113人、次いで「4級」が95人、「3級」が63人となっています。

障害の種類別にみると、いずれの年度においても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」「視覚障害」が多くなっています。令和5年度では「肢体不自由」が161人、次いで「内部障害」が103人、「視覚障害」が64人となっています。



資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

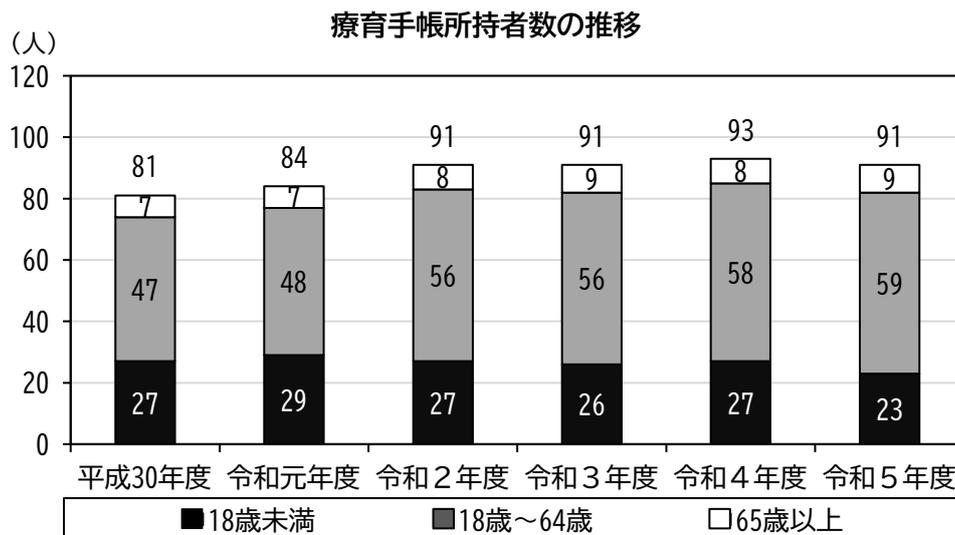


資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向にあります。令和5年度は91人と前年度と比較して減少しています。年齢別にみると、令和5年度では「18歳未満」が23人、「18歳～64歳」が59人、「65歳以上」が9人で、「18歳～64歳」が全体の6割半ばを占めています。

判定別にみると、令和5年度では「A」が45人、「B」が46人となっています。



資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

療育手帳所持者数の推移 (判定別)

単位：人

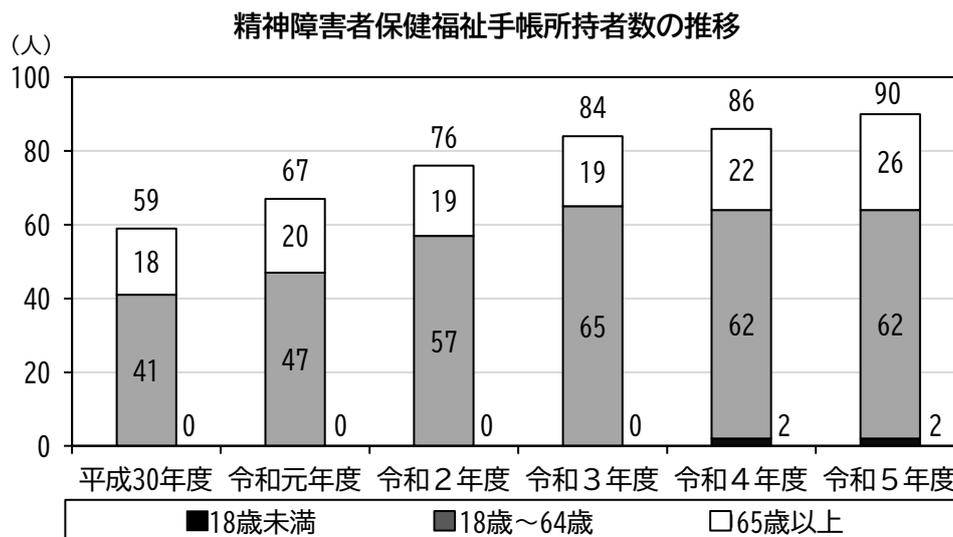
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	A	10	10	12	11	9	9
	最重度A1	10	10	13	13	13	13
	重度A2	20	21	23	23	23	23
B	B	4	3	2	1	1	1
	中度B1	12	12	14	14	16	16
	軽度B2	25	28	27	29	31	29
総数		81	84	91	91	93	91

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年度には90人となっています。年齢別にみると、令和5年度では「18歳未満」が2人、「18歳～64歳」が62人、「65歳以上」が26人で、「18歳～64歳」が全体のおよそ7割を占めています。

等級別にみると、令和5年度では「2級」が57人と最も多く、次いで「3級」が17人、「1級」が16人となっています。



資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	14	18	18	18	16	16
2級	40	40	46	52	53	57
3級	5	9	12	14	17	17
総数	59	67	76	84	86	90

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

(4) 自立支援医療費受給者数の推移

更生医療の受給者数は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和5年度には9人となっています。

育成医療の受給者数は、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和5年度には0人となっています。

精神通院医療の受給者数は、増減を繰り返しつつ増加傾向で推移しており、令和5年度には94人となっています。

自立支援医療費の受給者数

単位：人

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
更生医療	15	19	23	16	14	9
育成医療	3	0	0	1	0	0
精神通院医療	70	75	91	90	94	94

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

(5) 障害のある子どもの状況

特別支援学級の在籍者数は、小学校、中学校ともに増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度時点で小学校が13人、中学校が3人となっています。また、通級教室の在籍者数は、令和元年度以降は0人となっています。

特別支援学級の在籍者数

単位：人

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	14	15	11	9	12	13
中学校	10	9	14	10	10	3
通級教室	1	0	0	0	0	0

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

※通級教室…小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、週に何時間か障害に応じた特別な指導を受ける教室

特別支援学校の在籍者数は、令和5年度では「小学部」「高等部」がともに4人となっています。

特別支援学校の在籍者数

単位：人

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼児部	0	0	0	0	0	0
小学部	0	1	2	3	3	4
中学部	0	0	0	0	0	0
高等部	4	4	3	5	3	4
総数	4	5	5	8	6	8

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

3 各種サービスと事業の状況

(1) 成果目標の達成状況

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、これまでの実績や本町の実情等を勘案し、成果目標を設定しました。達成状況等は次のようになっています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<第6期計画における国の基本指針>

- 施設入所者の地域移行：令和元年度末時点から6%以上移行
- 施設入所者数の削減：令和元年度末時点から1.6%以上削減

<現状>

令和5年度末時点で、地域生活への移行者数は0人となっています。施設入所者数の削減については、令和2年度中の増加が見込まれたことから、目標値は0人としており、実績値も0人となっています。

【基準値】令和元年度末時点の施設入所者数：10人

項目	目標値		令和5年度	
			実績値 (見込み)	達成率
地域生活移行者数の増加	1人	10.0%	0人	0.0%
施設入所者数の削減	0人	0.0%	0人	0.0%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<第6期計画における国の基本指針>

- 市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

<現状>

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、橿原市・高取町・明日香村の広域で設置を検討し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めています。

【基準値】令和元年度末時点の協議の場：0か所

項目	目標値	令和5年度	
		実績値 (見込み)	達成率
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	0か所	0.0%

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<第6期計画における国の基本指針>

- 各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

<現状>

地域生活支援拠点については、橿原市・高取町・明日香村が協働で整備を進めています。

【基準値】令和元年度末時点の地域生活支援拠点等：1か所

項目	目標値	令和5年度	
		実績値 (見込み)	達成率
地域生活支援拠点等の整備	1か所	0か所	0.0%
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回	0回	0.0%

④ 福祉施設から一般就労への移行等

<第6期計画における国の基本指針>

- 福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の1.27倍以上
- 就労移行支援事業利用者数の増加：令和元年度実績の1.30倍以上増加
- 就労継続支援A型事業利用者数：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上
- 就労継続支援B型事業利用者数：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

<現状>

令和5年度末時点で、福祉施設から一般就労への移行者数は2人となる見込みであり、目標の達成率は200.0%となっています。

就労移行支援事業の利用者数は、現在1人となっており、目標値と同数となっています。就労継続支援A型事業の利用者は1人で、就労継続支援B型事業の利用者については、サービスの利用者がいなかったため、実績はなしとなっています。

就労定着支援事業所数及び事業利用者数は、成果目標設定時点で該当する事業所がないため目標値を設定していません。

【基準値①】令和元年度の一般就労への移行者数：0人

【基準値②】令和元年度末時点の就労定着支援事業所数：0か所

項目	目標値	令和5年度	
		実績値 (見込み)	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	2人	200.0%
就労移行支援事業の利用者	1人	1人	100.0%
就労継続支援A型事業の利用者	0人	1人	0.0%
就労継続支援B型事業の利用者	0人	0人	0.0%
就労定着支援事業利用者数	—	0人	—
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	—	0か所	—

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

<第6期計画における国の基本指針>

- 各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

<現状>

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化はできておらず、今後も引き続き検討が必要です。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

<第6期計画における国の基本指針>

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。

<現状>

県等が実施する障害福祉サービス等に関する研修について、役場職員に対し周知・啓発を行うなど、質の向上に向けた取り組み体制を構築しました。

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

<第6期計画における国の基本指針>

- 児童発達支援センター：1か所以上設置
- 各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：1か所以上確保
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

<現状>

児童発達支援センターは未設置で、今後も引き続き検討が必要です。主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、町外の事業所にて対応します。保育所等訪問支援については、実施できていません。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しても、未実施となっています。

【基準値】令和元年度時点の児童発達支援センター：0か所

項目	目標値	令和5年度	
		実績値 (見込み)	達成率
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所	0.0%
保育所等訪問支援の実施	有	無	未達成
主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	0.0%
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	無	—
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	無	—

(2) 障害福祉サービスの状況

第6期障害福祉計画で設定した見込み量に対するサービスの提供状況は、次のようになっています。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）については、利用時間において計画値を下回って推移しています。

同行援護については、令和3年度、令和4年度は利用時間が計画値を下回っていましたが、増加傾向にあり、令和5年度では計画値を上回っています。また、利用人数は各年度で計画値を上回っています。

行動援護については、利用時間が増加傾向にあり、各年度で計画値を上回っています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	132	185	80	198	113	211
	人/月	17	14	16	15	16	16
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	71	144	103	153	178	162
	人/月	23	16	34	17	23	18
行動援護	時間/月	148	114	162	114	174	114
	人/月	5	6	6	6	6	6
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

② 日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援については、利用日数が計画値を下回って推移しています。

就労継続支援（A型）については、令和4年度は利用日数が計画値の半数でしたが、令和5年度より増加しています。

自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）については、利用日数が計画値を上回って推移しています。

就労定着支援については、計画通りの推移となっています。

療養介護については、計画値通りの推移となっています。

自立訓練（機能訓練）については、計画期間内の利用はありませんでした。

短期入所（ショートステイ）については、計画値を大幅に下回って推移しています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人日/月	527	540	521	540	527	560
	人/月	26	25	26	25	25	26
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	33	12	16	12	15	12
	人/月	3	2	3	2	1	2
就労移行支援	人日/月	28	36	14	36	29	36
	人/月	2	2	3	2	2	2
就労継続支援（A型）	人日/月	82	111	59	111	86	111
	人/月	5	6	6	6	5	6
就労継続支援（B型）	人日/月	129	119	168	119	186	119
	人/月	10	7	13	7	13	7
就労定着支援	人/月	1	1	1	1	1	1
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 （ショートステイ）	人日/月	6	10	4	15	4	20
	人/月	4	2	2	3	1	4

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、減少傾向にあり、令和5年度には計画値を下回っています。

施設入所支援については、令和3年度、令和4年度で計画値を上回っています。

自立生活援助については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	13	13	13	12	14
施設入所支援	人/月	12	11	11	10	10	10
自立生活援助	人/月	0	1	0	1	0	1

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

④ 相談支援

計画相談支援については、計画値を大幅に下回って推移しています。

地域移行支援、地域定着支援については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/年	89	172	91	184	102	196
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	0	1
地域定着支援	人/月	0	1	0	1	0	1

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

(3) 地域生活支援事業の状況

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度利用支援事業については、各年度で実績がなく、障害者相談支援事業については、計画値通りの実績となりました。

意思疎通支援事業については、計画値を上回り、移動支援事業については、計画値を下回って推移しています。令和4年度以降、日常生活用具給付等事業については、計画値を上回り、日中一時支援事業については、計画値を下回って推移しています。

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無/年	無	有	無	有	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無/年	無	有	無	有	無	有
障害者相談支援事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無/年	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	0	1	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無/年	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	人/年	12	2	5	2	6	2
日常生活用具給付等事業	件/年	209	222	278	234	298	246
介護訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	0	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	1	1	0	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	1	1	1	0	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	2	3	2	6	2
排泄管理支援用具	件/年	209	216	272	228	292	240
住宅改修費	件/年	0	1	1	1	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	時間/年	1,595	1,834	1,123	1,834	837	1,834
地域活動支援センター機能強化事業	か所/年	0	1	0	1	0	1
	人/年	0	1	0	1	0	1
訪問入浴サービス事業	人/年	0	1	0	1	0	1
日中一時支援事業	人/年	3	3	2	3	2	3
更生訓練費給付事業	件/年	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

(4) その他の活動指標

① 発達障害のある人等に対する支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	0	0	0	1	0	1

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

② 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	無	有	無	有	無	有
相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	1	0	1	0	1
相談支援事業者の人材育成への支援件数	件/年	0	1	0	1	0	1
相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	0	1	0	1	0	1

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数	人/年	2	1	4	2	2	2

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

(5) 障害児福祉サービスの状況

児童発達支援については、令和3年度、令和4年度で利用人数は計画値を上回って推移していますが、利用日数は計画値を下回っています。

放課後等デイサービスについては、利用日数、利用人数ともに計画値を上回っています。

障害児相談支援については、令和3年度、令和4年度で計画値を大幅に下回って推移しています。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人日/月	85	110	98	120	84	120
	人/月	13	11	16	12	9	12
医療型児童発達支援	人日/月	0	4	0	4	0	4
	人/月	0	1	0	1	0	1
放課後等デイサービス	人日/月	127	100	136	110	225	120
	人/月	12	10	16	11	19	12
保育所等訪問支援	人日/月	0	4	0	4	0	4
	人/月	0	1	0	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	4	0	4	0	4
	人/月	0	1	0	1	0	1
障害児相談支援	人/年	23	40	27	42	31	44
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人/年	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は4～10月の実績を基に算出しています。

4 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

●調査目的

計画策定にあたり、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査地域：高取町全域

●調査対象者：高取町在住の障害者手帳所持者

●調査期間：令和5年7月3日～7月21日

●調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等） 郵送による配布・回収

●回収結果

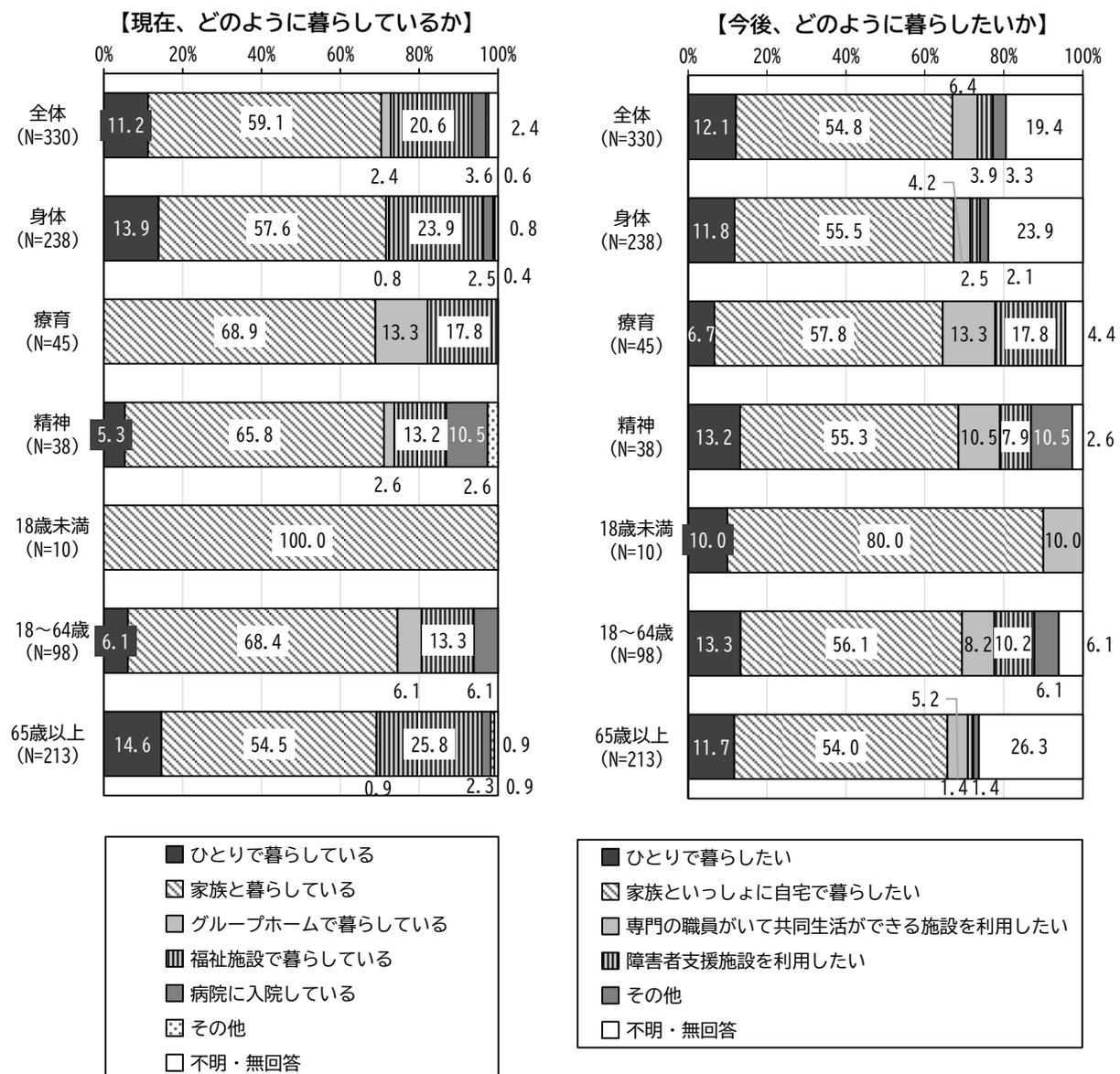
配布数	有効回答数	有効回答率
500件	330件	66.0%

(2) 調査結果

① あなたの生活のことについて

■現在・今後の暮らしについて

- ・現在の暮らしについて、身体・療育・精神ともに「家族と暮らしている」が最も高く、次いで「福祉施設で暮らしている」となっています。年代別にみると、いずれも「家族と暮らしている」が最も高く、65歳以上は「福祉施設で暮らしている」が他の年代と比較して高くなっています。
- ・今後の暮らしについて、身体・療育・精神ともに「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高く、次いで身体・精神では「ひとりで暮らしたい」、療育では「障害者支援施設を利用したい」となっています。年代別にみると、いずれも「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。



■現在の生活で困っていることについて

- ・現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、身体では「自分の健康や体力に自信がない」、療育では「介助してくれる人が高齢化したあとの生活が不安」、精神では「家族など介助者の健康状態が不安」が最も高くなっています。年代別にみると、18歳未満では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、18～64歳では「介助してくれる人が高齢化したあとの生活が不安」、65歳以上では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。

【現在の生活で困っていることや不安に思っていること】

単位：%	人が支身の回しを介するや	人がいよに暮らす	趣味や生きがい	仲間がいよに楽しむ	必要な情報が	同居の家族との	受・必要な保健・福祉	不安がある、かたは	あが介助して	わよどこに相談したら
全体 (N=330)	5.2	4.2	10.3	10.6	5.8	5.2	1.5	11.8	22.1	5.2
身体 (N=238)	5.5	3.8	10.5	8.4	5.5	5.5	1.7	9.2	18.9	3.8
療育 (N=45)	6.7	0.0	4.4	8.9	8.9	4.4	0.0	24.4	37.8	4.4
精神 (N=38)	5.3	5.3	21.1	26.3	5.3	10.5	2.6	18.4	34.2	10.5
18歳未満 (N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	50.0	20.0	0.0
18～64歳 (N=98)	6.1	4.1	15.3	16.3	8.2	8.2	2.0	15.3	25.5	7.1
65歳以上 (N=213)	5.2	4.2	8.0	8.0	4.7	4.2	1.4	8.0	19.2	4.7

単位：%	健康状態が介助者の	のとなり近所など	働くところがない	がじゆうぶんな収入	に自分の健康や体力	外出時など移動する	とは困っているこ	その他	不明・無回答
全体 (N=330)	21.5	7.9	3.0	11.2	25.2	17.0	13.9	2.7	23.3
身体 (N=238)	18.9	7.6	0.8	6.7	26.9	17.2	13.9	1.3	28.6
療育 (N=45)	22.2	6.7	6.7	20.0	11.1	8.9	20.0	4.4	11.1
精神 (N=38)	42.1	10.5	10.5	34.2	34.2	23.7	5.3	7.9	5.3
18歳未満 (N=10)	30.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	30.0	0.0	10.0
18～64歳 (N=98)	21.4	13.3	9.2	24.5	22.4	16.3	16.3	6.1	8.2
65歳以上 (N=213)	20.2	4.7	0.5	5.2	27.2	17.8	12.7	0.9	31.0

■悩みや困ったことを相談する相手について

- ・悩みや困ったことを相談する相手について、身体・療育・精神ともに「家族・親せき」が最も高く、次いで身体・療育では「サービスを受けているところ」、精神では「病院」となっています。精神では「相談する人はいない」が身体・療育に比べて高く、1割を超えています。年代別にみると、いずれも「家族・親せき」が最も高く、次いで「サービスを受けているところ」となっています。

【悩みや困ったことを相談する相手】

単位：%	家族・親せき	ともだち・知り合い	となり近所の人	保育所・幼稚園・学校	職場	病院	サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）	ホームヘルパー
全体 (N=330)	66.7	20.0	3.9	1.2	1.5	15.2	26.7	3.9
身体 (N=238)	66.8	22.3	4.2	0.0	1.3	12.6	24.8	4.2
療育 (N=45)	66.7	6.7	0.0	6.7	6.7	6.7	53.3	4.4
精神 (N=38)	57.9	18.4	2.6	0.0	0.0	36.8	23.7	2.6
18歳未満 (N=10)	80.0	20.0	0.0	30.0	0.0	0.0	40.0	0.0
18～64歳 (N=98)	65.3	18.4	2.0	1.0	5.1	21.4	28.6	2.0
65歳以上 (N=213)	66.7	21.1	5.2	0.0	0.0	12.2	25.4	4.7

単位：%	役場の職員	社会福祉協議会	民生委員・児童委員	障害者相談員	障害者（児）団体	相談する人はいない	その他	不明・無回答
全体 (N=330)	3.0	3.3	1.5	3.0	0.3	3.0	2.7	10.6
身体 (N=238)	2.9	3.8	1.7	1.7	0.4	2.1	2.5	12.2
療育 (N=45)	0.0	2.2	0.0	6.7	0.0	0.0	4.4	4.4
精神 (N=38)	7.9	2.6	0.0	13.2	0.0	10.5	7.9	2.6
18歳未満 (N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
18～64歳 (N=98)	4.1	2.0	0.0	9.2	1.0	8.2	5.1	5.1
65歳以上 (N=213)	2.8	3.8	1.9	0.5	0.0	0.9	1.4	13.1

■外出について

- ・外出のとき不便に感じたり困ることについて、身体・療育では「介助者がいないと外出できない」、精神では「まわりの目が気になる」が最も高くなっています。年代別にみると、18歳未満は「歩道に問題が多い」「まわりの目が気になる」、18～64歳は「公共交通機関の利用が不便」、65歳以上は「介助者がいないと外出できない」が最も高くなっています。

【外出のとき不便に感じたり困ること】

単位：%	少ない (公共交通機関の利用が不便 が、乗降が難しいなど)	少ない 障害者用駐車場が不備、または	歩道に問題が多い (障害物、誘導ブロックの 不備など)	建物内の設備が利用しにくい (階段、トイレ、案内表示 など)	休憩できる場所が少ない (身近な公園や歩道のベンチ など)	心配 発作など突然の体調の変化が	介助者がいないと外出できない	まわりの人が協力してくれない	まわりの目が気になる	その他	不明・無回答
全体 (N=330)	20.0	13.9	12.4	9.4	15.5	13.9	25.2	1.5	7.9	6.4	32.4
身体 (N=238)	18.5	16.4	11.3	10.9	16.0	12.6	21.8	1.3	3.4	5.9	37.8
療育 (N=45)	15.6	8.9	15.6	6.7	17.8	17.8	42.2	6.7	15.6	6.7	20.0
精神 (N=38)	31.6	10.5	21.1	15.8	21.1	23.7	31.6	2.6	34.2	13.2	13.2
18歳未満 (N=10)	0.0	10.0	30.0	20.0	20.0	10.0	20.0	10.0	30.0	10.0	30.0
18～64歳 (N=98)	30.6	18.4	19.4	13.3	15.3	17.3	24.5	4.1	15.3	8.2	21.4
65歳以上 (N=213)	15.5	12.2	7.5	7.0	14.6	11.7	24.9	0.0	3.3	5.2	38.0

② 主な介助者の方について

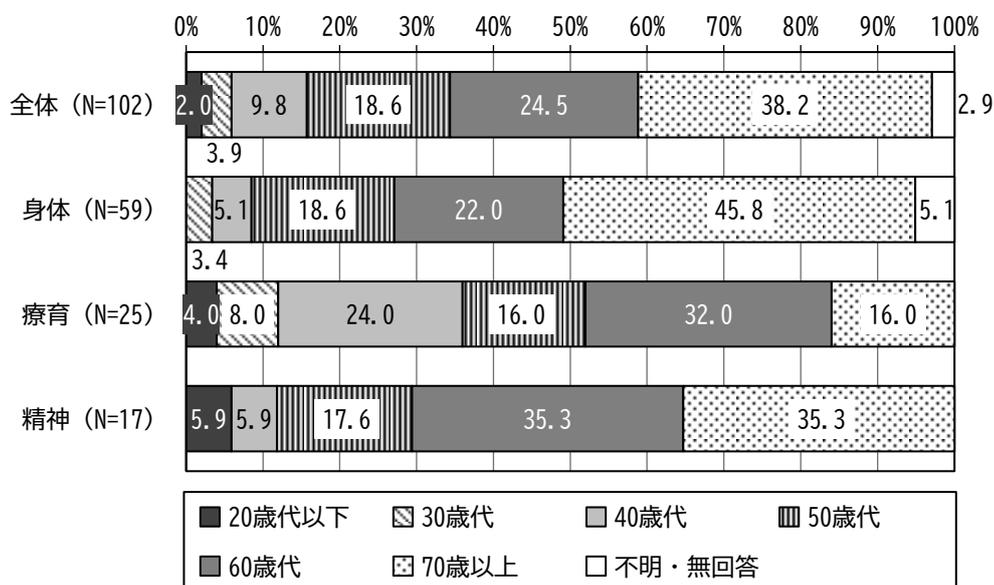
■主な介助者について

- ・介助してくれる家族で、特に中心となっている方について、身体では「配偶者」、療育では「父親・母親」、精神では「配偶者」「父親・母親」が最も高くなっています。
- ・介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢について、全体では「70歳以上」が最も高く、次いで「60歳代」、「50歳代」となっています。身体では「70歳以上」、療育では「60歳代」、精神では「60歳代」「70歳以上」が最も高くなっています。

主な介助者が「家族」の方
【介助してくれる家族で、特に中心となっている方】

単位：%	配偶者 (妻・夫)	父親・ 母親	子・子 の配偶者	兄弟・ 姉妹	祖父・ 祖母	孫・孫 の配偶者	その他	不明・ 無回答
全体 (N=102)	32.4	30.4	22.5	2.0	0.0	1.0	1.0	10.8
身体 (N=59)	39.0	13.6	33.9	1.7	0.0	1.7	0.0	10.2
療育 (N=25)	0.0	84.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	12.0
精神 (N=17)	41.2	41.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	11.8

【介助者の年齢】



③ 福祉サービスについて

■必要な支援・サービスについて

・毎日の生活を送る上で特に必要な支援・サービスについて、身体・療育・精神ともに「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が最も高くなっています。年代別にみると、18歳未満・65歳以上では「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」、18～64歳では「自分の権利を守ってくれる人や制度」が最も高くなっています。

【毎日の生活を送る上で特に必要な支援・サービス】

単位：%	福祉の制度やサービスを利用するための相談支援	グループホームなど、生活の場の確保	介護サムヘルプなど、居宅でのヘルプ	文化・スポーツ活動への参加の支援	自治会、NPO、ボランティア、となり近所などとのつながり	自分の権利を守ってくれる人や制度	ガイドヘルプなど、移動の支援	車いす、補聴器など福祉機器の支援	その他	不明・無回答
全体 (N=330)	32.7	12.7	13.9	3.6	7.6	17.3	15.8	13.0	8.8	30.6
身体 (N=238)	29.4	10.1	15.1	4.2	6.7	10.5	15.1	15.1	8.0	34.0
療育 (N=45)	44.4	35.6	13.3	2.2	2.2	42.2	28.9	11.1	11.1	15.6
精神 (N=38)	36.8	21.1	13.2	2.6	15.8	34.2	23.7	2.6	13.2	18.4
18歳未満 (N=10)	60.0	30.0	20.0	10.0	0.0	40.0	30.0	20.0	10.0	10.0
18～64歳 (N=98)	32.7	19.4	12.2	4.1	12.2	34.7	16.3	6.1	17.3	19.4
65歳以上 (N=213)	31.5	8.9	15.0	3.3	5.6	8.0	14.6	16.0	5.2	36.6

■情報入手について

- ・サービスに関する情報の入手先について、身体では「町の広報紙」、療育では「サービスを受けているところ」、精神では「病院」が最も高くなっています。年代別にみると、18歳未満では「保育所・幼稚園・学校」、18～64歳では「町の広報紙」「サービスを受けているところ」「インターネット」、65歳以上では「サービスを受けているところ」が最も高くなっています。

【サービスに関する情報の入手先】

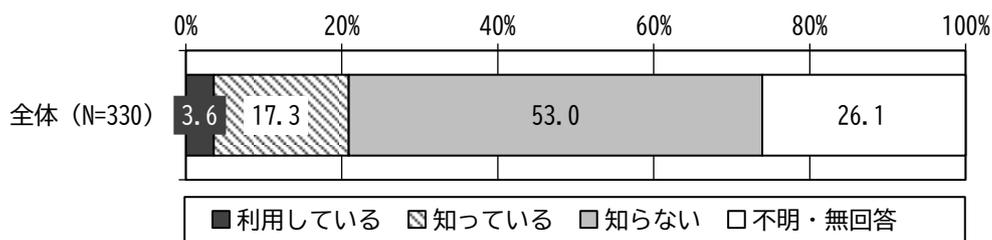
単位：%	障害者（児）の団体	テレビ・雑誌・ラジオ	町の広報紙	家族や親せき・知り合い	学校・保育所・幼稚園	病院	役場・保健センター	ホームヘルパー	サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）
全体 (N=330)	3.6	18.5	26.4	20.6	2.1	16.1	21.2	4.2	27.3
身体 (N=238)	1.7	19.7	27.7	21.4	0.8	13.0	21.4	4.6	24.8
療育 (N=45)	13.3	8.9	15.6	17.8	15.6	4.4	22.2	2.2	55.6
精神 (N=38)	2.6	21.1	23.7	31.6	0.0	44.7	31.6	2.6	23.7
18歳未満 (N=10)	20.0	0.0	10.0	40.0	60.0	20.0	20.0	0.0	50.0
18～64歳 (N=98)	7.1	16.3	27.6	20.4	1.0	22.4	22.4	2.0	27.6
65歳以上 (N=213)	0.5	19.7	25.8	20.7	0.0	12.2	21.6	5.6	26.8

単位：%	社会福祉協議会	民生委員・児童委員	障害者相談員	インターネット	特にない	わからぬ入手できるか	その他	不明・無回答
全体 (N=330)	4.2	2.1	5.5	13.6	10.0	4.2	3.9	12.4
身体 (N=238)	5.0	2.5	2.5	11.8	9.7	4.2	3.4	13.4
療育 (N=45)	0.0	0.0	15.6	20.0	11.1	8.9	4.4	4.4
精神 (N=38)	5.3	0.0	18.4	26.3	10.5	2.6	7.9	5.3
18歳未満 (N=10)	0.0	0.0	10.0	50.0	10.0	0.0	0.0	0.0
18～64歳 (N=98)	2.0	0.0	12.2	27.6	10.2	5.1	4.1	9.2
65歳以上 (N=213)	5.6	2.8	1.9	6.1	9.4	4.2	3.8	14.1

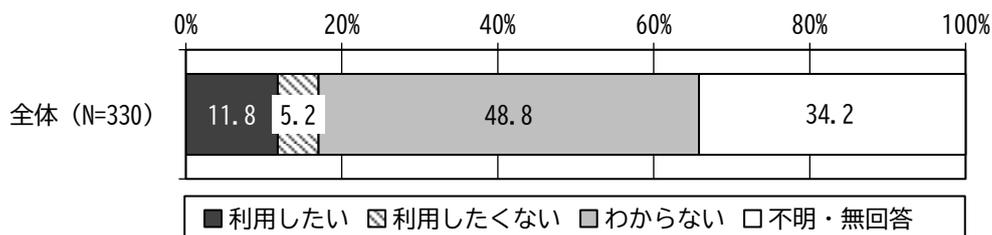
■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について

- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の認知状況について、「知らない」が最も高く、5割程度となっています。次いで「知っている」、「利用している」となっています。
- ・利用意向について、「わからない」が最も高く、5割程度となっています。次いで「利用したい」、「利用したくない」となっています。

【地域福祉権利擁護事業の認知状況】



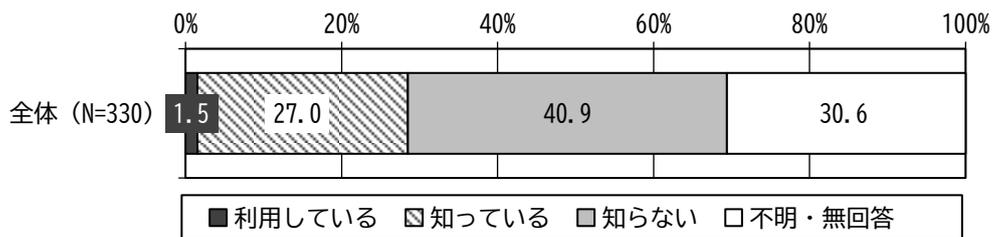
【地域福祉権利擁護事業の利用意向】



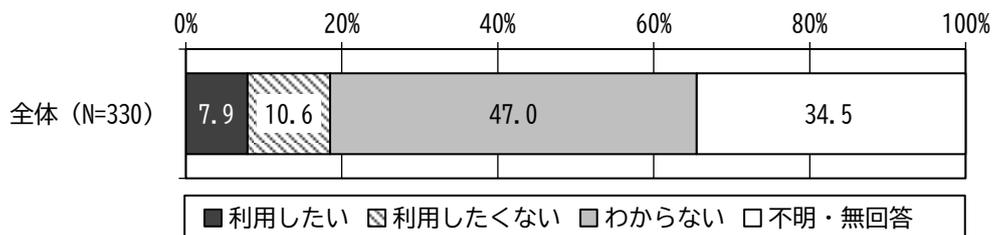
■成年後見制度について

- ・成年後見制度の認知状況について、「知らない」が最も高く、全体の4割程度となっています。次いで「知っている」、「利用している」となっています。
- ・利用意向について、「わからない」が最も高く、全体の5割程度となっています。次いで「利用したくない」、「利用したい」となっています。

【成年後見制度の認知状況】



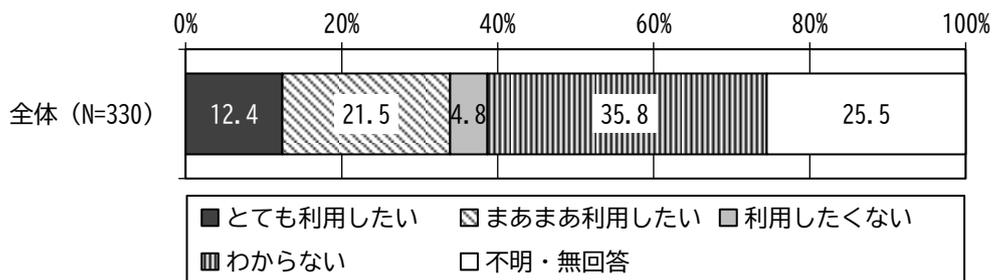
【成年後見制度の利用意向】



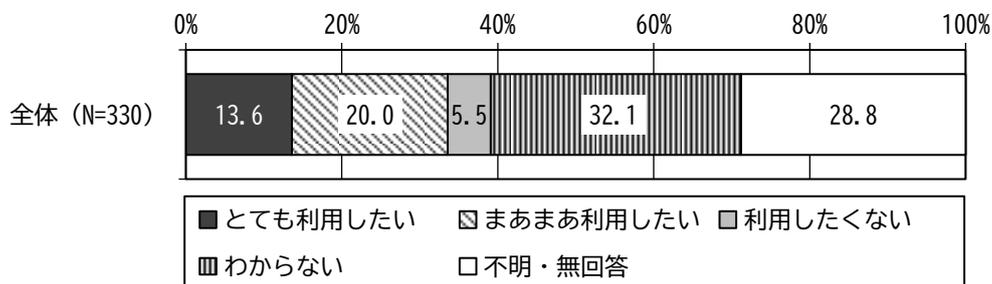
■各種事業の利用意向について

- ・緊急時相談支援の利用意向について、『利用したい（「とても利用したい」＋「まあまあ利用したい」）』は3割程度となっています。
- ・緊急時の受け入れ・対応の利用意向について、『利用したい（「とても利用したい」＋「まあまあ利用したい」）』は3割程度となっています。
- ・一人暮らし体験の利用意向について、『利用したい（「とても利用したい」＋「まあまあ利用したい」）』は1割となっています。

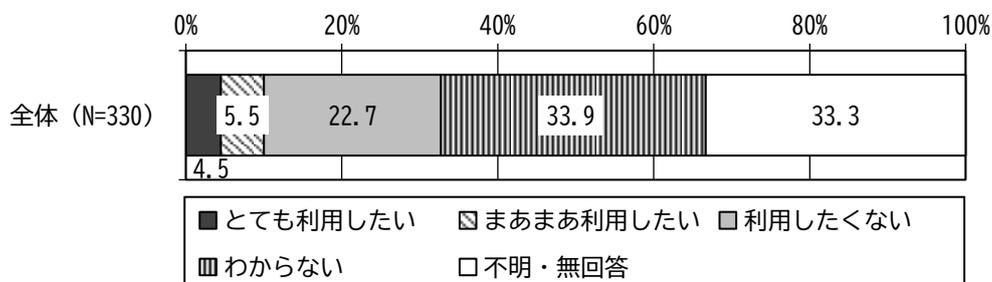
【緊急時相談支援の利用意向】



【緊急時の受け入れ・対応の利用意向】



【一人暮らし体験の利用意向】



④ 医療について

■通院等で困っていることについて

- ・通院等で困っていることについて、身体・療育は「特に困っていない」、精神は「医療費や交通費の負担が大きい」が最も高くなっています。年代別にみると、いずれも「特に困っていない」が最も高くなっています。また、18～64歳では「医療費や交通費の負担が大きい」の割合が他の年代と比べて高くなっています。

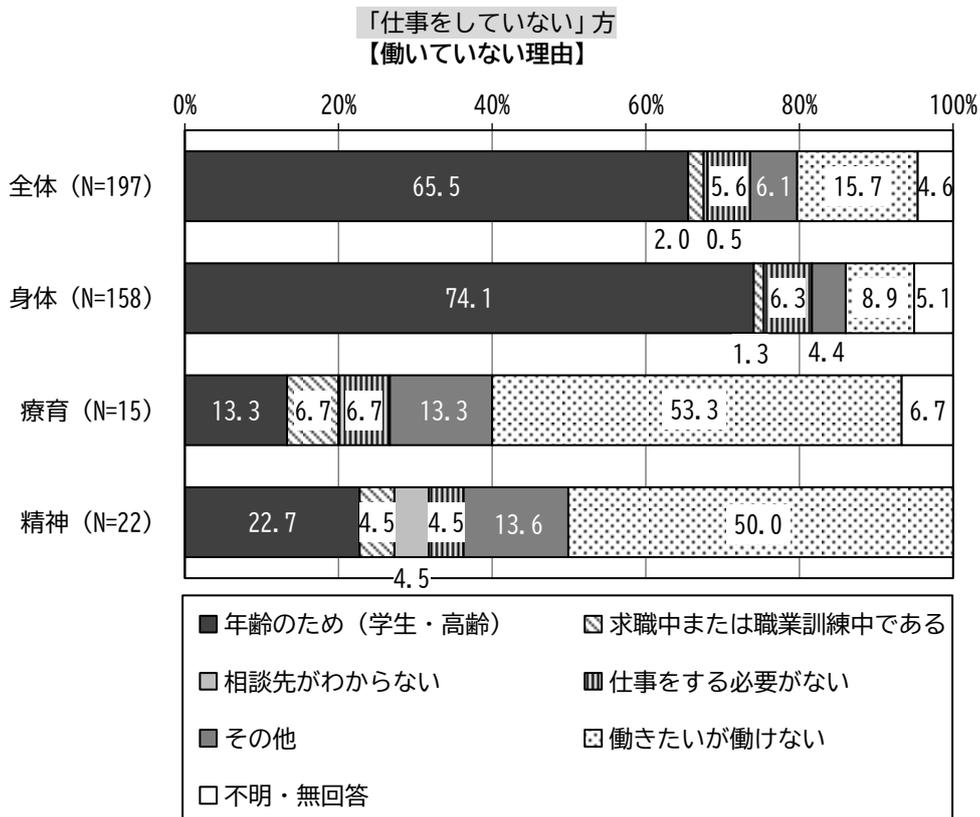
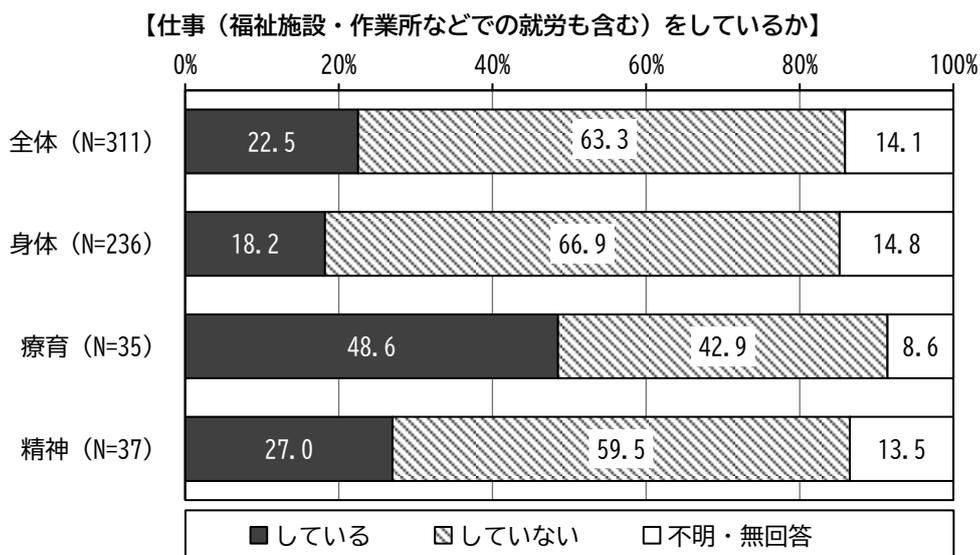
「通院している」方
【通院等で困っていること】

単位：%	通院してくれるときに介助を	専門的な治療を行わない	専門的な治療を行わない	専門的な治療を行わない	病院内に近接しない	ちよつと受けた病気が	いかに往診を頼める医師が	歯科治療を受けることが	医療費や交通費の負担が	機能訓練士が来られない	特に困っていない	その他	不明・無回答
全体 (N=271)	7.0	11.8	4.1	7.7	9.2	4.1	18.1	2.2	45.8	2.6	19.9		
身体 (N=198)	6.6	11.6	5.1	8.1	9.1	3.5	15.7	3.0	45.5	2.5	21.7		
療育 (N=38)	7.9	7.9	7.9	10.5	5.3	7.9	15.8	2.6	50.0	7.9	5.3		
精神 (N=33)	6.1	21.2	3.0	9.1	18.2	3.0	36.4	0.0	33.3	0.0	18.2		
18歳未満 (N=7)	14.3	14.3	14.3	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	57.1	14.3	0.0		
18～64歳 (N=83)	4.8	14.5	3.6	10.8	4.8	3.6	30.1	1.2	48.2	4.8	7.2		
65歳以上 (N=175)	6.9	10.9	4.0	6.3	10.9	4.0	12.0	2.9	44.0	1.1	26.9		

⑤ 仕事について（18歳以上の方のみ）

■就労状況について

- ・仕事（福祉施設・作業所などでの就労も含む）をしているかについて、療育では、「している」が身体・精神に比べて高くなっています。
- ・働いていない理由について、身体では「年齢のため（学生・高齢）」、療育・精神では「働きたいが働けない」が最も高く、5割を超えています。



■就労に求めることについて

- ・働く上で重要なことについて、全体では「職場の人の理解があること」が最も高く、次いで「仕事に選択肢があること」、「じゅうぶんな賃金が得られること」となっています。身体では「仕事に選択肢があること」、療育・精神では「職場の人の理解があること」が最も高くなっています。

【働く上で重要なこと】

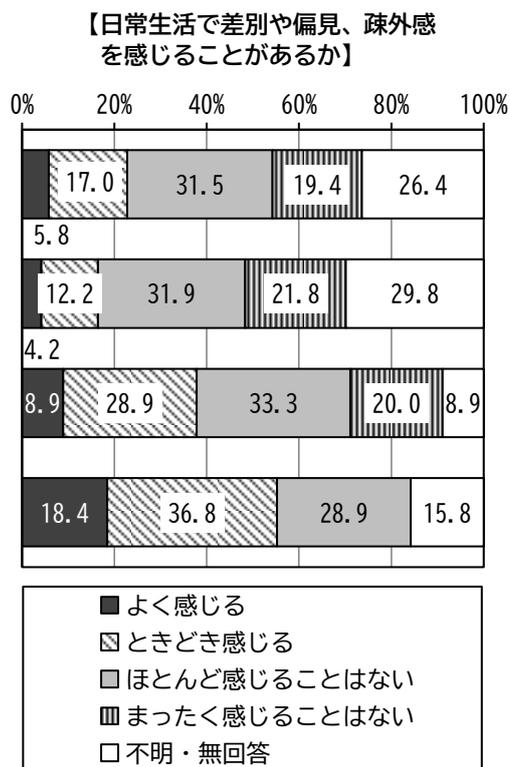
単位：％	仕事に選択肢があること	こじゅうぶんな賃金が得られること	職場のバリアフリーが整っていること	通勤手段があること	自宅で仕事ができること	勤務時間の自由がきくこと（フレックスタイムなど）	職場の人の理解があること
全体 (N=311)	20.3	19.9	3.9	14.8	6.8	16.1	22.8
身体 (N=236)	19.1	17.8	4.7	12.7	6.4	14.0	17.4
療育 (N=35)	25.7	31.4	8.6	25.7	5.7	25.7	54.3
精神 (N=37)	27.0	18.9	2.7	29.7	8.1	29.7	45.9

単位：％	通院などが認められること	就職前・就職後の職業訓練の充実	職場内に仕事の相談窓口があること	働きの続けられるように役場などの支援があること	自宅の近くに働く場があること	その他	不明・無回答
全体 (N=311)	15.8	1.0	5.1	9.6	13.8	4.8	49.2
身体 (N=236)	14.0	0.4	3.0	6.8	13.1	3.8	54.7
療育 (N=35)	14.3	0.0	14.3	31.4	11.4	2.9	22.9
精神 (N=37)	40.5	5.4	18.9	24.3	18.9	13.5	27.0

⑥ 差別の解消や権利を守ることについて

■差別や偏見について

- ・日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるかどうかについて、療育・精神では、『感じる』（「よく感じる」+「ときどき感じる」）が身体に比べて高くなっています。
- ・差別や偏見、疎外感を感じる場面として、身体・療育では「まちかどでの人の視線」、精神では「人間関係」が最も高くなっています。



「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方
 【どのようなときに差別や偏見、疎外感を感じるか】

単位：%	仕事や収入	学校など教育の場	人間関係	冠婚葬祭	スポーツ・趣味の活動	地区の行事・集まり	まちかどでの人の視線	店などでの応対・態度	役場職員の応対・態度	交通機関の利用	その他	不明・無回答
全体 (N=75)	26.7	6.7	44.0	5.3	8.0	8.0	42.7	10.7	5.3	26.7	6.7	12.0
身体 (N=39)	20.5	0.0	38.5	2.6	7.7	5.1	43.6	10.3	7.7	25.6	2.6	15.4
療育 (N=17)	29.4	5.9	35.3	11.8	11.8	11.8	64.7	17.6	5.9	29.4	0.0	5.9
精神 (N=21)	38.1	9.5	57.1	4.8	9.5	14.3	38.1	9.5	4.8	38.1	19.0	9.5

■障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて

- ・障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、身体・精神では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、療育では「サービス利用の手続きの簡素化」が最も高くなっています。年代別にみると、18歳未満では「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」、18～64歳、65歳以上では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。

【障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと】

単位：%	何でも相談できる窓口の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	参加しやすいスポーツ・文化活動の充実	いろいろなボランティア活動の育成	在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実	訓練などの通所施設・職業訓練の整備	地域とともに学べる保育・教育内容の充実
全体 (N=330)	45.2	36.7	30.3	19.1	7.3	5.5	29.4	9.7	2.7
身体 (N=238)	45.4	34.9	29.8	16.4	6.7	5.5	30.3	10.9	1.7
療育 (N=45)	37.8	46.7	37.8	20.0	13.3	4.4	35.6	11.1	6.7
精神 (N=38)	55.3	42.1	31.6	34.2	2.6	5.3	31.6	10.5	2.6
18歳未満 (N=10)	30.0	40.0	30.0	10.0	0.0	0.0	60.0	0.0	10.0
18～64歳 (N=98)	49.0	41.8	40.8	24.5	16.3	6.1	26.5	10.2	4.1
65歳以上 (N=213)	43.7	34.3	25.4	17.8	3.3	5.2	29.6	10.3	1.9

単位：%	職業訓練の充実や働く場所の確保	障害者の有無にかかわらず、住民の充実にあわらず、場の充実	利用しやすい道路・建物などの整備・改善	障害者に配慮した公営住宅の整備など、生活の場の確保	災害時の避難誘導体制の整備（緊急通報システムなど）	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	本人や家族の積極性	その他	不明・無回答
全体 (N=330)	7.6	10.6	19.1	13.9	17.3	10.0	9.7	1.5	23.9
身体 (N=238)	5.5	9.2	19.3	10.1	18.5	6.3	8.4	0.4	27.7
療育 (N=45)	17.8	17.8	17.8	40.0	13.3	17.8	17.8	2.2	6.7
精神 (N=38)	15.8	15.8	18.4	26.3	15.8	23.7	13.2	2.6	10.5
18歳未満 (N=10)	20.0	0.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0
18～64歳 (N=98)	16.3	17.3	27.6	26.5	19.4	18.4	11.2	2.0	5.1
65歳以上 (N=213)	2.8	8.5	14.6	7.0	15.5	5.2	8.0	0.5	33.3

5 団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査概要

●調査目的

計画策定にあたり、現場で様々な活動をされている障害者関係団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本町で暮らす上での課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査対象者

保育園・幼稚園・小学校・中学校・養護学校	障害者相談支援機関
たかとり保育園	高取町手をつなぐ育成会
高取町立たかとり幼稚園	心身障害者（児）福祉協会
高取町立たかむち小学校	身体障害者相談員
高取町立高取中学校	知的障害者相談員
奈良県立高等養護学校	

橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会
橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会（代表）
当事者活動支援部会

●調査方法

調査票による郵送配布・郵送回収または電子メールによる調査

(2) 学校・支援機関等への調査結果

ご意見
理解の促進、差別解消、情報提供、相談について
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員の委託を受けているが、一般に知られていないのではないかと。情報の提供をもっとしてほしい。 ・サービスを利用している人については、相談支援があるが、サービスに到っていない人の家族の高齢化もあり、支援の強化見守り態勢が必要と思う。 ・障害の理解を推進する事は、障害者が地域生活を営み、社会参加を進める上においての土台なので、引き続き取り組む必要があると考えている。 ・相談支援については、ITによる窓口と、ITを利用しない人達の為の窓口、両方の充実が必要だと思う。
障害福祉サービスについて
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス全般において、需要に対して供給がまだ足りないと感じている。 ・社会全般の課題だが、人手不足の状態である。引き続き人材育成が必要だと思う。 ・事業所等通所交通費補助があればと思う。
障害児通所支援等について
<ul style="list-style-type: none"> ・町内にはたくさんの施設があるので、できる限り、町内のいずれかの施設に通うように啓蒙してほしい。 ・個別支援の体制が整い、サービスを提供いただいているところだが、小さい頃より自己決定の訓練もしていただき、軽度重度にかかわらず、ご支援いただきたい。 ・親の就労継続と子どもの発達支援・居場所（地域での）づくりの両立が成り立つには、どうすればよいのか、課題だと思っている。 ・ケースによって、通学（一時的な）や実習の送り出しに移動支援を利用できると助かる。 ・軽度知的障害や発達障害の高校生が利用しやすい放課後等デイサービスの事業所が地域にもあるとよいと思う。
保健・医療について
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者については、本人が訴える力が弱い為、病気の発見が遅れがちであり、検査を受ける為の難しさもあり、確かな医療が十分に受けられる体制策は必要。受診や検査にも立ち合いや協力できる様な形ができれば安心感が高まると思われる。 ・コロナ禍で、保健・医療体制の弱い部分が明らかになったと思った。障害のある・なしにかかわらず、十分な医療が受けられる体制を一層整えていただきたいと思う。
療育・保育・教育について
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達には、障害の有無にかかわらず多くのことを体験する事は大切である。枠にとらわれない制度利用、横断的な制度活用が可能となるようにしてほしい。 ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日 文部科学省初等中等教育局長）が出され、教育現場において、インクルーシブ教育の在り方について、混乱が生じているのではないかと危惧している。 ・幼稚園では、支援員さんという形で支援を要する子ども達を見守っていただいたり、学びになるよう、育ちにつながるようにと配慮していただいている。これからも是非、お願いしたい。

就労について

- ・ 情報提供が少ない。
- ・ 就労につなげようとする仕組みは整ってきたと思うが、障害特性から定着しにくいのも現実。相談支援による、根気強い取り組みを希望する。
- ・ 学校や福祉サービス事業所と連携し、行政機関による職場体験機会の拡大や、障害児者がボランティアまたは委託を受けて参画することを前提とした地域イベントを企画（活躍の場を創出）していただければと思う。

高取町の施策について

【良い点】

- ・ 障害を知って、かかわっていただいた始めから、良く知っている職員の方がおり安心感がある。
- ・ これまでも、個々の事情に配慮した対応をとっていただけたと思っている。町ならではの顔の見える関係は、支えてもらっている、という安心感につながっている。

【悪い点】

- ・ 色々な施策をしていただいているが情報提供が少ないので、一般にいきわたっていない。

重点的に取り組む課題について

- ・ 行政、民生委員等の関係機関及び数ある町内の障害者施設との連携を図り、障害者自身が何を望んでいるかを知る事。
- ・ 8050 問題として世の中でも取り上げられているように、自宅で安心して暮らせる体制、親亡き後の見通しがある程度つける事ができる相談体制の充実はかせない。

(3) 檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会（部会）への調査結果

ご意見
理解の促進、差別解消、情報提供、相談について
<ul style="list-style-type: none"> ・土地固有のものではあるため、一概には言い難いが、施設・情報へのアクセスが難しい（ネットなど）。 ・障害者の権利条約の批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、障害者の権利擁護に関する諸法令は整いつつあるものの、実態としてはまだまだ障害者の権利侵害が多く発生している。障害のある方も安心して地域生活を送れるようにするためには、地域住民の理解・協力が不可欠である。 ・サービスの情報提供に関しては、高取町の人とは他市の事業所を使うことが多く、高取町以外のサービスの情報提供が必要である。しかし、様々な事業所が増加傾向にあり、情報の整理ができていないことが現状である。
障害福祉サービスについて
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスをはじめとした障害のある方が利用できる社会資源、啓発などの取り組みなどの情報の受け取り難さがある。 ・サービスの利用先など情報の集約されたツール（ネット等）などが実現できればと思う。 ・他市町村同様、障害福祉サービスに係る全般的な相談の窓口やそれを担う人材が不足していることを感じる。特に相談支援においては、計画の利用を希望する方がいる場合でも、在住所地での事業所数が少ないことから他の市町村へ依頼されるケースも少なくない形になるのではないかと。
障害児通所支援等について
<ul style="list-style-type: none"> ・檀原市の事業所と連携はしているが、現状他市の事業所を使う事が多く、中核的かつ指導的な役割を果たす機関の設置が必要である。 ・保育所・幼稚園の充実。
保健・医療について
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある方が利用できる事業所、サービスと同様に、一定の医療機関に利用先が限られている。 ・障害児者の地域における医療体制についての整備が必要である。
療育・保育・教育について
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中学校を卒業する、あるいは不登校になり、そのまま卒業した学生の居場所の確保が課題になっている。 ・居場所のない子どもについては、引きこもりや不登校、ニートといった切り口から（障害福祉以外の）相談機関とのつながりができていることが多くなっている。しかし、それらの相談機関においては、多くが障害に関する専門知識を有していないため、本人のニーズにあった支援が難しい状況にある。

就労について

- ・自立支援協議会を軸にパンフレットやホームページ作成や、福祉事業所体験会・セミナー等、障害のある方（その家族）・支援機関が情報を得やすい仕組みづくりを構築していくことを目指す。
- ・行政と連携を図り、地域企業での職場実習（開拓）、奈良障害者職業センターの出張相談、地域のパソコン教室、介護士養成など、様々な資源を駆使して、地域に合った就労支援の仕組みづくりを構築していくことを目指す。
- ・仕事コンビニ（短時間就労）の周知や協賛企業の開拓、地域企業における課題（人材不足）と障害のある方の労働力とのマッチング、施設外就労、委託業務等、あらゆる形で障害のある方と一緒に働く機会を増やし一緒に仕組みをつくっていくことを目指す。（商工会と福祉事業所との意見交換の場を創出〈相互理解から〉）
- ・すでに、高取町行政・高取町社会福祉協議会でも福祉就労施設への委託も図られているが、担い手が高齢化してきている状況の中、障害者の方たちが担い手として活躍できる行政内部の仕事の切り出しや物品調達などの推進を図っていくための施策が必要と思う。
- ・福祉施設の就労支援スキルの向上と、意識改革が必要である。

高取町の施策について

【良い点】

- ・町福祉行政は、個々の事情にそって相談対応していただいているので安心感がある。
- ・高取町には成人の障害者支援をする事業所は多数存在する。人口規模よりも多いと感じている。地域の核となる事業所や人もいる為に、連携は取りやすい環境ではある。

【悪い点】

- ・地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業と聞いている。町内にある各事業所などの意見を出し合う場を設けていただき、高取町らしい障害者施策を行政・福祉関係者が連携しながら、実現性のある施策をともに作り上げられればよいと考えている。
- ・障害児に対する支援が弱く事業所も少なく、他市の事業所を使うことが多い。

重点的に取り組む課題について

- ・障害者支援をさせていただく中、既存の制度では対応が難しい案件が見られることがある。総合的な相談支援を行う拠点または障害者施策以外での部署との連携がスムーズに行える体制を構築できればと思う。
- ・障害児への支援を充実させる。
- ・障害者・障害児相談支援体制の充実。
- ・基幹相談支援センターを設置して、相談員の質の向上を図るとともに、障害のある人への権利擁護も充実させる必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 国の基本理念

市町村及び都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるにあたり、国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和5年5月19日に改正・告示されました。奈良県及び高取町はこの基本指針に基づいて計画を策定します。

基本指針に掲げられた国の基本理念は以下の通りです。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

2 本計画の基本理念

本計画は、「高取町障害者基本計画」の実施計画に位置づけられ、令和3年3月に策定された「高取町第2期障害者基本計画」に係る、施策の成果目標の設定やサービスの見込み量の算出を行うものです。「高取町第2期障害者基本計画」に掲げる基本理念との整合性を保つ観点や、国の制度改正等を踏まえ、以下の理念を定めます。

基本理念

一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

障害の有無にかかわらず各々の個性が尊重され、だれもが輝きながら、お互いの“きずな”を結び、ひとりの住民として同じ立場で暮らしていける高取町を目指していくことが必要です。

そのために、障害のある人一人ひとりに応じた日常生活や社会参加に必要な支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受け取ることができるよう、「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を目指していきます。

第4章 第7期障害福祉計画

1 令和8年度までの成果目標

令和8年度末までに達成すべき成果目標の目標値を、国の基本指針に基づき、第6期計画での達成状況や本町の実情等を勘案しながら、次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■目標設定の考え方

地域生活移行者数の増加については、第6期計画の未達成分（1人）を加味した目標値は2人になりますが、現在の入所者の状況等を踏まえ、1人を目標としています。

施設入所者数の削減については、国の基本指針を踏まえ、目標値は1人としています。

■成果目標

【基準値】令和4年度末時点の施設入所者数：10人

項目	数値	備考
地域生活移行者数の増加	1人	基準値の6%（0.6人）以上に設定
令和8年度末の施設入所者数	10人	令和8年度の利用者見込み
施設入所者数の削減	1人	基準値の5%（0.5人）以上に設定

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ・市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

■目標設定の考え方

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、檀原市・高取町・明日香村の広域で設置を検討し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

■成果目標

【基準値】令和4年度末時点の協議の場：0か所

項目	数値	備考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	令和8年度までの設置に向けて検討を進める

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- ・各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

■目標設定の考え方

橿原市・高取町・明日香村が協働で、相談支援、緊急時の受け入れ、一人暮らし体験の機能の整備を進めており、整備後も地域生活支援拠点等の機能充実と年1回以上の運用状況の検証・検討に努めます。

■成果目標

【基準値】令和4年度末時点の地域生活支援拠点等：0か所

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	現在の地域生活支援拠点としての機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を強化する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回	年1回以上、運用状況の検証・検討を行う
強度行動障害を有する方への支援体制の整備【新規】	実施	支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や協議会等で検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業利用者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業利用者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業利用者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。【新規】
- ・就労定着支援事業利用者数を、令和3年度の利用実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする。

■目標設定の考え方

令和2年度に、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所が新設されたため、目標を設定します。

■成果目標

【基準値①】令和3年度の一般就労への移行者数：2人

【基準値②】令和3年度末時点の就労移行支援事業所数：1か所

【基準値③】令和3年度末時点の就労定着支援事業所数：1か所

項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行者数	4人	実績の2.00倍に設定
就労移行支援事業の利用者	2人	実績の1.31倍に設定
就労継続支援A型事業の利用者	2人	実績の1.29倍に設定
就労継続支援B型事業の利用者	0人	実績の1.28倍に設定
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】	1か所	実績の5割以上に設定
就労定着支援事業利用者数	3人	一般就労への移行者数の7割以上が利用(4人×0.7)
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	1か所	実績の5割以上に設定

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ・各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。【新規】

■目標設定の考え方

相談支援体制の充実・強化のための活動指標を設定し、地域の実情を踏まえながら、事業所等との連携により体制を確保します。

■成果目標

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	実施	基幹相談支援センターを設置
地域のサービス基盤の開発・改善 【新規】	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。

■目標設定の考え方

障害福祉サービス等の質を向上させるための活動指標を設定し、障害福祉サービス等に係る研修の活用等、質の向上に向けた取り組み体制を構築します。

2 障害福祉サービスの見込み量

令和6年度から令和8年度のまでの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの見込み量を、第6期計画での利用状況や今後のニーズ等を勘案して、次のように設定します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込み量と確保方策

居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護については、地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスとして、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。今後も周辺市町村と連携し、事業者の新たな参入等を働きかけていきます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間/月	132	80	113	135	135	135
	人/月	17	16	16	16	16	16
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	71	103	178	171	171	171
	人/月	23	34	23	39	39	39
行動援護	時間/月	148	162	174	185	211	237
	人/月	5	6	6	7	8	9
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【新規】	障害のある方の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある方の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量と確保方策

生活介護については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズが見込まれるため、地域生活の移行に伴う利用者の増加に対応できるよう、必要量の確保に努めます。

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）については、増加が見込まれるため、安定した利用ができるよう努めます。また、特別支援学校やハローワーク等の就労支援機関、商工会、企業等との連携のもと、法改正に伴い新たに創設された就労選択支援事業を含む、就労支援に取り組みます。

短期入所については、介護者の高齢化や緊急時の受け皿として今後も利用ニーズの高まりが予測されることから、必要に応じて利用できる体制の確保に努めます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日/月	527	521	527	535	535	535
	人/月	26	26	25	26	26	26
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	33	16	15	25	30	35
	人/月	3	3	1	5	6	7
就労選択支援	人/月					1	1
就労移行支援	人日/月	28	14	29	31	37	44
	人/月	2	3	2	5	6	7
就労継続支援 (A型)	人日/月	82	59	86	120	155	189
	人/月	5	6	5	7	9	11
就労継続支援 (B型)	人日/月	129	168	186	214	243	272
	人/月	10	13	13	15	17	19
就労定着支援	人/月	1	1	1	1	1	1
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	6	4	4	8	13	22
	人/月	4	2	1	5	8	13

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う支援を行います。

■見込み量と確保方策

共同生活援助（グループホーム）については、令和3年度にグループホームが1か所開設されたため、利用を見込んでいます。入所・入院中の障害のある人の地域生活への移行を進めるにあたり、計画的な推進が必要となるため、今後も新規事業者の参入を働きかけるなど、サービス提供体制の確保を図ります。

施設入所支援については、令和5年度末における成果目標を踏まえて見込みを設定しています。自立生活援助については、実績はありませんが、必要に応じて利用できる体制を整えます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	13	12	13	13	13
施設入所支援	人/月	12	11	10	10	10	10
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込み量と確保方策

計画相談支援については、増加を見込んでおり、相談ニーズの増加に対応するため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保と質の向上に努めます。

施設または医療機関に入所・入院していて地域での生活を希望する障害のある人に対し、相談支援事業所や入所施設、医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/年	89	91	102	114	127	142
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、必須事業と、町の独自事業を含む任意事業に分かれています。令和6年度から令和8年度のまでの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込み量を、第6期計画での利用状況や今後のニーズ等を勘案して、次のように設定します。

(1) 必須事業の推進

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障害のある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み量と確保方策

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、社会的障壁の除去を目指し、交流活動や啓発活動の促進を図ります。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無/年	無	無	無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

事業名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込み量と確保方策

障害のある人やその家族、地域住民等による活動への支援として、活動に必要な情報や活動を行う場の提供を行うとともに、ボランティアやNPO等の活動への支援に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援 事業	実施の 有無/年	無	無	無	無	有	有

③ 相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。

■見込み量と確保方策

障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じて一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築に向け、橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

本町では、基幹相談支援センターを設置していませんが、町内の相談支援事業者との連携により、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談員との協議の場において、情報共有、指導・助言を行うことで、連携強化や人材育成に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援 事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の 有無/年	無	無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設等と連携し、普及・啓発を行います。

■見込み量と確保方策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度についての広報に努めるとともに、相談機関と連携して、制度の利用が必要な人に対し支援を行います。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込み量と確保方策

県や近隣地域の状況を踏まえ、社会福祉協議会と連携し、法人後見実施のための研修等、法人後見支援に対する理解と周知に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無/年	無	無	無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人等が社会参加を行う際の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■見込み量と確保方策

障害のある人への合理的な配慮がなされる体制を整備するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣の充実に努め、情報のバリアフリー化を進めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
意思疎通支援事業	人/年	12	5	6	8	10	12

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

■見込み量と確保方策

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実に図ります。障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	3	6	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	209	272	292	313	336	361
住宅改修費	件/年	0	1	0	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込み量と確保方策

聴覚障害のある人との交流活動の促進のため、県や近隣地域の状況を踏まえ、広域での養成研修の開催を検討します。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0

⑨ 移動支援事業

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害のある人、全身性の障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

■見込み量と確保方策

利用時間は減少傾向にありますが、一定のニーズが見込まれるため、必要に応じてサービス提供事業所の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。また、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	時間/年	1,595	1,123	837	1,185	1,185	1,185

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。

■見込み量と確保方策

障害のある人の自立、社会参加を図るため、事業の周知や利用促進に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所/年	0	0	0	1	1	1
	人/年	0	0	0	1	1	1

(2) 任意事業の推進

① 訪問入浴サービス事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度身体障害のある人で、「介護保険法」に基づく訪問入浴介護を受けることができない人に対して、訪問入浴サービスを行うものです。

■見込み量と確保方策

今後も事業内容の周知に努め、サービス利用の確保に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	1	1	1

② 日中一時支援事業

事業名	内容
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人・障害のある子どもについて、日中における活動の場の提供や、社会に適應するための日常的な訓練等を行い、自立の促進、生活の向上等を図るとともに、家族等、介護者の就労支援及び一時的な休息の機会を確保することを目的として実施します。

■見込み量と確保方策

日中一時支援事業については、一定のニーズが見込まれることから、サービス提供事業所とも連携しながら、必要量の確保に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	3	2	2	3	3	3

③ 更生訓練費給付事業

事業名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害のある人等に対し、更生訓練費を支給することにより、社会復帰を促進します。

■見込み量と確保方策

今後も事業内容の周知に努め、サービス利用の確保に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生訓練費給付 事業	件/年	0	0	0	0	0	0

4 その他活動指標の見込み量

令和6年度から令和8年度のまでの各年度におけるその他活動指標の見込み量を次のように設定します。

(1) 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

指標	内容
地域生活支援拠点等の設置か所数	地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	

■見込み量と確保方策

地域生活支援拠点等の設置に向けて整備を進め、整備後も地域生活支援拠点等の機能充実と年1回以上の運用状況の検証・検討に努めます。

指標	単位	見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	か所/年	1	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回/年	1	1	1

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

指標	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

■見込み量と確保方策

檀原市・高取町・明日香村の広域で、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を検討します。精神障害の有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らせる地域をつくるために地域包括ケアシステムを構築する中で、保健・医療及び福祉関係者等の連携を図ることができる体制の整備に努めます。

(3) 発達障害のある人等に対する支援

指標	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数を見込みます。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数を見込みます。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数を見込みます。

■見込み量と確保方策

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の、発達障害のある人とその家族等に対する支援体制や発達障害の診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保といった支援体制整備について、検討していきます。

指標	単位	見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	1	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	1	1

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

指標	内容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を定めます。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込みます。
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込みます。
	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みます。

■見込み量と確保方策

町内の相談支援事業者と連携し、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談員との協議の場において、情報共有、指導・助言を行うことで、連携強化や人材育成に努めます。

指標	単位	見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有
相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	1	1	1
相談支援事業者の人材育成への支援件数	件/年	1	1	1
相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	1	1	1

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

指標	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを定めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを定めます。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを定めます。

■見込み量と確保方策

県等が実施する障害福祉サービス等に関する研修について、役場職員に対し周知・啓発に努めます。

指標	単位	見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数	人/年	1	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	実施の有無	0	0	0
	回/年	0	0	0

第5章 第3期障害児福祉計画

1 令和8年度までの成果目標

令和8年度末までに達成すべき成果目標の目標値を、国の基本指針に基づき、第2期計画での達成状況や本町の実情等を勘案しながら、次のように設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ・ 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
- ・ 各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
- ・ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

■目標設定の考え方

利用ニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を確保します。また、医療的ケア児への支援のために、関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置について検討を進めます。

■成果目標

【基準値】令和4年度末時点の児童発達支援センター：0か所

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	近隣市町村と連携して、設置を検討する
保育所等訪問支援の実施	実施	利用ニーズに応じて、近隣市町村と連携して対応する
主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	利用ニーズに応じて、近隣市町村と連携して対応する
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	必要に応じて、近隣市町村と連携して設置を検討する
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	必要に応じて配置を検討する

2 障害児福祉サービスの見込み量

(1) 障害児支援サービス

令和6年度から令和8年度のまでの各年度における障害児支援サービスの種類ごとの見込み量を、第2期計画での利用状況や今後のニーズ等を勘案して、次のように設定します。

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。 また、令和6年度より、児童発達支援センターの類型の一元化に伴い、医療型児童発達支援が児童発達支援に統合されます。
放課後等デイサービス	通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある子ども等、重度の障害があり障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量と確保方策

障害のある子どもに対する福祉サービスのニーズは年々高まっていることから、サービス提供体制の構築が求められます。

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、今後も一定のニーズが見込まれるため、事業者の新たな参入を促進するとともに、ニーズに応じた事業所のサービス向上を働きかけます。

障害児相談支援については、サービス提供事業所と連携し、利用ニーズに対応できるよう必要量を確保します。また、実績のない事業についても、必要に応じて対応できる体制の整備に努めます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日/月	85	98	84	87	87	87
	人/月	13	16	9	16	16	16
放課後等 デイサービス	人日/月	127	136	225	236	261	296
	人/月	12	16	19	20	22	25
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/年	23	27	31	32	35	38
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター の配置人数	人/年	0	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進方策と体制

1 計画の推進体制

(1) 住民との協働による福祉の推進

障害のある人が地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めるためには、行政と住民、地域、学校、事業者等、様々な主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。住民一人ひとりが意識を高め、地域全体で障害のある人を支えることができるよう、地域住民の理解促進に努め、地域における見守りや支援の強化を目指します。

(2) 関係機関との協働の推進

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、サービス提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら地域関係団体との協働体制の強化に取り組み、本計画の着実な推進を図ります。

(3) 檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会との連携

檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会は、障害のある人にとって住みやすいまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携により、障害のある人の社会参加を促進すること、また、安心して暮らすための支援体制を構築することを目的としています。今後も、圏域の課題や障害のある人のニーズ、圏域全体で検討する必要のある施策等、障害福祉に関する様々な事項を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。

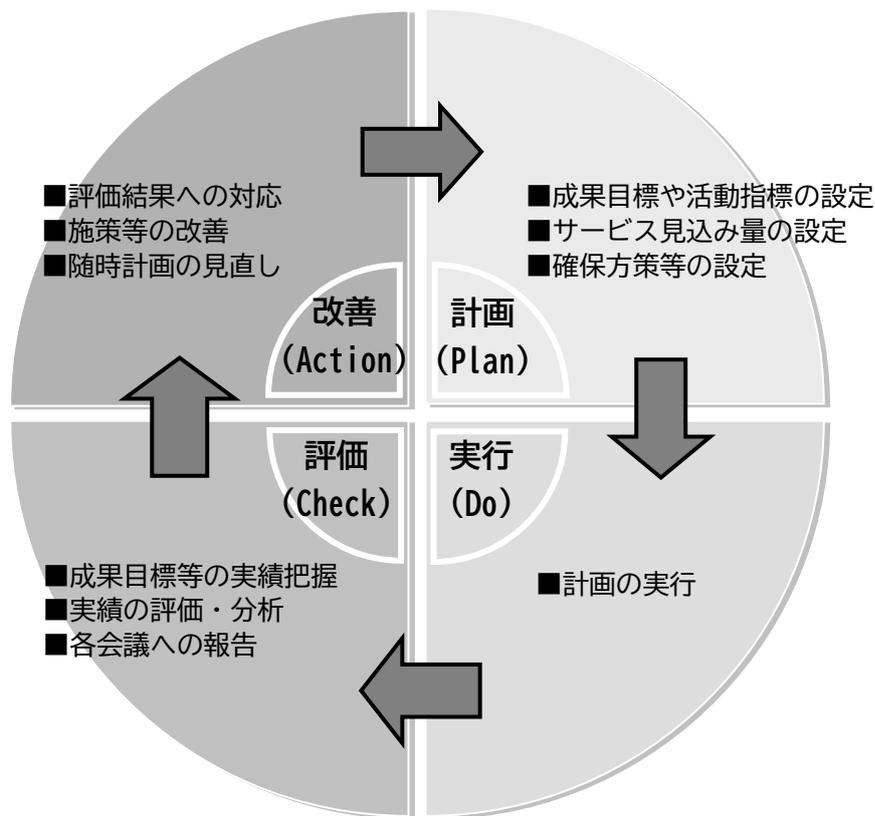
2 計画の進捗管理と評価

「障害者総合支援法」において、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること、とされています。

そのため、本計画では、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について、少なくとも年1回は実績を把握します。その際、必要がある場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

●○ PDCAサイクルとは ○●

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(評価)」「Action(改善)」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程が、計画の質を高めていく上で重要となります。



資料編

1 計画策定過程

時期	会議等	内容
令和5年7月3日 ～7月21日	障害福祉計画等策定のための アンケート調査	○高取町在住の障害者手帳所持者を対象に、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施。
令和5年8月	障害福祉計画等策定に関する ヒアリング調査	○高取町で活動している障害者関係団体及び橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会部会を対象に、障害のある人の生活状況や本町で暮らす上での課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施。
令和5年12月13日	第1回 高取町第7期障害福祉計画・高取町 第3期障害児福祉計画策定委員会	○委嘱状交付 ○会長選出 ○高取町第7期障害福祉計画・高取町第3期障害児福祉計画（素案）について
令和6年2月13日	第2回 高取町第7期障害福祉計画・高取町 第3期障害児福祉計画策定委員会	○高取町第7期障害福祉計画・高取町第3期障害児福祉計画（案）について

2 計画策定委員会設置要綱

高取町障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するため、高取町障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高取町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から町長が委嘱する。
- 3 委員会に会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、委員会を掌理する。
- 5 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第5条 委員会は、高取町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定により解散するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

3 計画策定委員会委員名簿

役職名	委員氏名	備考
高取町議会教育厚生委員長	野口 勝也	
高取町自治会長	中村 秀雄	
高取町社会福祉協議会 理事長	喜多 功	策定委員会会長
高取町民生児童委員協議会長	岸田 道博	
高取町医師代表	奥村 徹	
橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会長	石井 日出弘	
高取町心身障害者（児）福祉協会長 身体障害者相談員	川西 康陽	
高取町手をつなぐ育成会長	竹上 晶子	
知的障害者相談員	上本 千佳子	
生活支援センター ぴあぽ〜と 所長	南部 達也	
やすらぎの丘 施設長	山岡 亨	
雅乃郷 施設長	山本 愛	
就労支援事業所「ポーレ」 代表理事	明見 美代子	
高取町立たかむち小学校長	内海 正樹	
高取町立たかとり幼稚園長	山口 さおり	
たかとり保育園副園長	多田 千歳	

(敬称略 順不同)

4 用語集

	用語	説明
あ 行	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	医療的ケア	たんの吸引や経管栄養、導尿、呼吸管理等、重度の障害のある人の生活支援のために行う医療行為の一部。
	NPO	Non - Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、「特定非営利活動促進法」に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。
か 行	檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会	地域で暮らす障害のある人にとって、住みやすいまちづくりを進めるための協議を行う場として、当事者団体、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関で構成する協議会。平成25年に「檀原市・高取町・明日香村地域自立支援協議会」という名称から、地域での日常生活及び社会生活を支える協議会として「檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会」と名称変更した。
	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をすること。
	合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁（バリア）を取り除く（フリー）ために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ 行	重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。
	障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉の増進を目的とする法律。障害者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。
	障害者虐待防止法	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた法律。
	障害者権利条約	平成18年12月、国連総会において採択され、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

	用語	説明
さ行	障害者差別解消法	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。一部の附則を除き平成 28 年 4 月から施行。
	障害者総合支援法	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害のある人の就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害のある人の就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。
	自立支援医療	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療と更生医療、育成医療がある。
	成年後見制度	認知症や障害により判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た行	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	日常生活を送るのに不安があったり、サービス利用等の判断がひとりで十分にできない人が、本人の代わりに日常生活の援助を受けるためのサービスの申し込みや、契約、金銭管理等を専門員や生活支援員に頼むことができる事業。
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。
	特別支援学級	障害のある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。
	特別支援学校	障害により学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。
な行	難病	発病の原因が不明で、治療方針が未確定であり、経過が慢性にわたる疾病。

	用語	説明
は 行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発症するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、高齢者や障害のある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	ピアサポート	医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。
	ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。
	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。
ま 行	民生委員・児童委員	「民生委員法」により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。「児童福祉法」の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

高取町第7期障害福祉計画・
高取町第3期障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月
発行：奈良県高取町
編集：高取町役場 福祉課

〒635-0154 奈良県高市郡高取町観覚寺 990-1
TEL：(0744) 52-3334 FAX：(0744) 52-4063
